

＜貸付額＞ ・年収めやす(※1)800万円未満 ----- 『授業料実質負担額』 + 『その他教育費：10万円』 の範囲内
 ・年収めやす(※1)800万円以上1,000万円未満 ----- 『授業料実質負担額』 の範囲内（上限24万円）

＜所得判定額＞ 市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額
（政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額）
 （早生まれにより扶養控除の適用が同学年の遅生まれの生徒よりも1年遅くなる者の場合は、保護者のうちどちらか一方は「（課税標準額-33万円）×6% - 市町村民税の調整控除の額」で計算します。（生徒本人が平成19（2007）年1月2日～4月1日生まれで、保護者のうちどちらか一方に扶養される者が該当します。）

【高校1年時（令和6年度）】

＜授業料が年間60万円（大阪府の標準授業料）の学校の場合＞

[] 内は、扶養する子どもの人数

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※1)	授業料 ①	(国) 就学支援金 ②	(府) 支援補助金 ③	(②+③) 合計	保護者負担額 ①-(②+③)	貸付限度額	備 考	
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	600,000円	396,000円	204,000円	600,000円	0円	100,000円	・授業料実質負担額は無償となります。 貸付限度額（年額）は、『その他教育費』の10万円となります。	
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	600,000円	118,800円	[1人]	281,200円	(保護者負担)	400,000円	200,000円	300,000円
				[2人]	381,200円	(保護者負担)	500,000円	100,000円	200,000円
				[3人～]	481,200円		600,000円	0円	100,000円
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	600,000円	118,800円	[1人]	0円	(保護者負担)	118,800円	481,200円	240,000円
				[2人]	181,200円	(保護者負担)	300,000円	300,000円	100,000円
				[3人～]	381,200円	(保護者負担)	500,000円	100,000円	0円（貸付対象外）
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	600,000円	※就学支援対象外 ※支援補助対象外	(全額保護者負担)	0円	600,000円	240,000円	・貸付限度額（年額）は、24万円が上限となります。 ・授業料は、全額、保護者負担となります。	

【高校2・3年時（令和7・8年度）】

＜授業料が年間63万円（大阪府の標準授業料）の学校の場合＞

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※1)	授業料 ①	(国) 就学支援金 ②	(府) 支援補助金 ③	(②+③) 合計	保護者負担額 ①-(②+③)	貸付限度額	備 考	
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	630,000円	118,800円	396,000円	234,000円	0円	100,000円	・授業料実質負担額は無償となります。 貸付限度額（年額）は、『その他教育費』の10万円となります。	
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満								511,200円
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満								630,000円
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	630,000円					0円（貸付対象外）	・授業料実質負担額が0円のため、貸付対象外。 （授業料が63万円を超える学校の場合、その超えた額が令和7年度は保護者負担、令和8年度は学校負担となります。）	

～奨学資金貸付限度額と借入金額について～ 下記の欄にご記入いただき、申込書Bの希望する借入金額（年額）をご記入ください。

上記の表を参照し、各学年の貸付限度額の範囲内で希望する借入金額（年額）と借入金額を記入してください。

※限度額に千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げます。

※限度額未満を希望する場合は、1万円単位となります。

（例）授業料が年間60万円で、年収めやす590万円以上800万円未満の世帯で扶養する子どもが1人の場合。

希望する借入金額（年額）	
1年	円
2年	円
3年	円
計	円

借入額の合計が借入金額となります。

借入金額	円
------	---

希望する借入金額（年額）	
1年	300,000 円
2年	100,000 円
3年	100,000 円
計	500,000 円

借入額の合計が借入金額となります。

借入金額	500,000 円
------	-----------

(※1) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。
 (※2) 所得判定額（保護者合算）が154,500円以上304,200円未満に該当し、生徒本人を含めて2人以上の子どもを扶養する世帯は、「多子世帯」としてさらに手厚い支援を受けることができます。
 ・生徒本人と同じ保護者に扶養されていることが必要です。
 ・年度末（令和7年4月1日時点）で年齢が19歳以上の子どもの場合は、次に示す学校に在籍していることが必要です。
 ＜高校段階＞ 国の就学支援金の支給対象となる以下の学校
 ○ 国公立高等学校、中等教育学校（後期課程）及び特別支援学校（高等部）
 ※専攻科を含む。別科の生徒、科目履修生、聴講生は除く。
 ○ 公立専修学校（高等課程）
 ○ 国公立高等専門学校
 ○ 「保健師助産師看護師法」に定める学校又は准看護師養成所（※）
 ○ 「調理師法」に基づく調理師養成施設（※）
 ○ 「製菓衛生師法」に基づく製菓衛生師養成施設（※）
 ○ 「理容師法」に基づく理容師養成施設（※）
 ○ 「美容師法」に基づく美容師養成施設（※）
 ○ 各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校（文部科学省告示で指定）
 (※) 専修学校一般課程又は各種学校の認可を受けている学校に限る。
 ＜大学段階＞ 学校教育法で定める大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）
 ※浪人生については、高等学校等卒業後1年間に限り人数に含めます。
 ※大学院、海外の学校は対象外です。
 (※3) 所得判定額（保護者合算）が251,100円以上304,200円未満に該当し、生徒本人を含めて2人以上の子どもを扶養する世帯で、大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、奨学資金の貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となります。

＜貸付額＞ ・年収めやす(※)800万円未満 ----- 『授業料実質負担額』 + 『その他教育費：10万円』 の範囲内
 ・年収めやす(※)800万円以上1,000万円未満 ----- 『授業料実質負担額』 の範囲内（上限24万円）

※千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げた金額が貸付限度額となります。

＜所得判定額＞ 市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額
（政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額）
 （早生まれにより扶養控除の適用が同学年の遅生まれの生徒よりも1年遅くなる者の場合は、保護者のうちどちらか一方は「(課税標準額-33万円)×6% - 市町村民税の調整控除の額」で計算します。（生徒本人が平成19（2007）年1月2日～4月1日生まれで、保護者のうちどちらか一方に扶養される者が該当します。）

(※) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。

※年収めやす(※)590万円未満世帯の就学支援金の支給上限額は、39万6,000円ですが、授業料が39万6,000円よりも低い場合は、授業料相当額を上限に支給されます。

＜授業料が年間60万円の学校の場合（授業料＜(国)就学支援金＞）＞

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※)	授業料	(国)就学支援金	保護者負担	貸付限度額	備 考
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	600,000円	396,000円	204,000円	304,000円	・貸付限度額（年額）は、『授業料実質負担(保護者負担)額』（以下、『保護者負担額』という。）に『その他教育費：10万円』を加えた額となります。 （千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ）
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	600,000円	118,800円	481,200円	582,000円	・貸付限度額（年額）は、24万円が上限となります。
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	600,000円			240,000円	
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	600,000円	600,000円 (全額保護者負担)		240,000円	・貸付限度額（年額）は、24万円が上限となります。 ・授業料は、全額、保護者負担となります。

＜授業料が年間35万円の学校の場合（授業料＜(国)就学支援金＞）＞

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※)	授業料	(国)就学支援金	保護者負担	貸付限度額	備 考
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	350,000円	350,000円	0円	100,000円	・『保護者負担額』は無償となります。 貸付限度額（年額）は、『その他教育費』の10万円となります。
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	350,000円	118,800円	231,200円	332,000円	・貸付限度額（年額）は、『保護者負担額』に『その他教育費：10万円』を加えた額となります。（千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ）
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	350,000円			232,000円	
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	350,000円	350,000円 (全額保護者負担)		240,000円	・貸付限度額（年額）は、24万円が上限となります。 ・授業料は、全額、保護者負担となります。

～奨学資金貸付限度額と借入金額について～ 下記の欄にご記入いただき、申込書Bの希望する借入金額（年額）をご記入ください。

上記の表を参照し、各学年の貸付限度額の範囲内で希望する借入金額（年額）と借入金額を記入してください。

※限度額に千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げます。

※限度額未満を希望する場合は、1万円単位となります。

(例) 授業料が年間60万円で、年収めやす590万円以上800万円未満の世帯の場合。

希望する借入金額（年額）	
1年	円
2年	円
3年	円
計	円

借入額の合計が借入金額となります。

借入金額	
	円

希望する借入金額（年額）	
1年	582,000 円
2年	582,000 円
3年	582,000 円
計	1,746,000 円

借入額の合計が借入金額となります。

借入金額	
	1,746,000 円

＜貸付額＞ ・年収めやす(※1)800万円未満 ----- 『授業料実質負担額』 + 『その他教育費：10万円』 の範囲内
 ・年収めやす(※1)800万円以上1,000万円未満 ----- 『授業料実質負担額』 の範囲内（上限24万円）

＜所得判定額＞ 市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額
（政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額）
 （早生まれにより扶養控除の適用が同学年の遅生まれの生徒よりも1年遅くなる者の場合は、保護者のうちどちらか一方は「（課税標準額-33万円）×6% - 市町村民税の調整控除の額」で計算します。（生徒本人が平成19（2007）年1月2日～4月1日生まれで、保護者のうちどちらか一方に扶養される者が該当します。）

【高校2年時（令和6年度）】

＜授業料が年間60万円（大阪府の標準授業料）の学校の場合＞

[] 内は、扶養する子どもの人数

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※1)	授業料 ①	(国) 就学支援金 ②	(府) 支援補助金 ③	(②+③) 合計	保護者負担額 ①-(②+③)	貸付限度額	備 考	
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	600,000円	396,000円	204,000円	600,000円	0円	100,000円	・授業料実質負担額は無償となります。 貸付限度額（年額）は、『その他教育費』の10万円となります。	
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	600,000円	118,800円	[1人]	281,200円	(保護者負担)	400,000円	200,000円	300,000円
				[2人]	381,200円	(保護者負担)	500,000円	100,000円	200,000円
				[3人～]	481,200円		600,000円	0円	100,000円
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	600,000円	118,800円	[1人]	0円	(保護者負担)	118,800円	481,200円	240,000円
				[2人]	181,200円	(保護者負担)	300,000円	300,000円	100,000円
				[3人～]	381,200円	(保護者負担)	500,000円	100,000円	0円（貸付対象外）
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	600,000円	※就学支援対象外 ※支援補助対象外	(全額保護者負担)	0円	600,000円	240,000円	・貸付限度額（年額）は、24万円が上限となります。 ・授業料は、全額、保護者負担となります。	

【高校3年時（令和7年度）】

＜授業料が年間63万円（大阪府の標準授業料）の学校の場合＞

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※1)	授業料 ①	(国) 就学支援金 ②	(府) 支援補助金 ③	(②+③) 合計	保護者負担額 ①-(②+③)	貸付限度額	備 考		
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	630,000円	118,800円	396,000円	234,000円	0円	100,000円	・授業料実質負担額は無償となります。 貸付限度額（年額）は、『その他教育費』の10万円となります。		
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満								511,200円	630,000円
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満								630,000円	
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	630,000円	0円（貸付対象外）	・授業料実質負担額が0円のため、貸付対象外。 （授業料が63万円を超える学校の場合、その超えた額が保護者負担となります。）						

～奨学資金貸付限度額と借入金額について～ 下記の欄にご記入いただき、申込書Bの希望する借入金額（年額）をご記入ください。

上記の表を参照し、各学年の貸付限度額の範囲内で希望する借入金額（年額）と借入金額を記入してください。

※限度額に千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げます。

※限度額未満を希望する場合は、1万円単位となります。

（例）授業料が年間60万円で、年収めやす590万円以上800万円未満の世帯で扶養する子どもが1人の場合。

希望する借入金額（年額）	
1年	円
2年	円
3年	円
計	円

借入額の合計が借入金額となります。

借入金額	
	円

希望する借入金額（年額）	
1年	円
2年	300,000円
3年	100,000円
計	400,000円

借入額の合計が借入金額となります。

借入金額	
	400,000円

- (※1) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。
- (※2) 所得判定額（保護者合算）が154,500円以上304,200円未満に該当し、生徒本人を含めて2人以上の子どもの扶養する世帯は、「多子世帯」としてさらに手厚い支援を受けることができます。
 ・生徒本人と同じ保護者に扶養されていることが必要です。
 ・年度末（令和7年4月1日時点）で年齢が19歳以上の子どもの場合は、次に示す学校に在籍していることが必要です。
 ＜高校段階＞ 国の就学支援金の支給対象となる以下の学校
 ○ 国公立高等学校、中等教育学校（後期課程）及び特別支援学校（高等部）
 ※専攻科を含む。別科の生徒、科目履修生、聴講生は除く。
 ○ 公立専修学校（高等課程）
 ○ 国公立高等専門学校
 ○ 「保健師助産師看護師法」に定める学校又は准看護師養成所（※）
 ○ 「調理師法」に基づく調理師養成施設（※）
 ○ 「製菓衛生師法」に基づく製菓衛生師養成施設（※）
 ○ 「理容師法」に基づく理容師養成施設（※）
 ○ 「美容師法」に基づく美容師養成施設（※）
 ○ 各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校（文部科学省告示で指定）
 （※）専修学校一般課程又は各種学校の認可を受けている学校に限る。
 ＜大学段階＞ 学校教育法で定める大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）
 ※浪人生については、高等学校等卒業後1年間に限り人数に含めます。
 ※大学院、海外の学校は対象外です。
- (※3) 所得判定額（保護者合算）が251,100円以上304,200円未満に該当し、生徒本人を含めて2人以上の子どもの扶養する世帯で、大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、奨学資金の貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となります。

＜貸付額＞ ・年収めやす(※)800万円未満 ----- 『授業料実質負担額』 + 『その他教育費：10万円』 の範囲内
 ・年収めやす(※)800万円以上1,000万円未満 ----- 『授業料実質負担額』 の範囲内（上限24万円）

※千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げた金額が貸付限度額となります。

＜所得判定額＞ 市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額
（政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額）
 （早生まれにより扶養控除の適用が同学年の遅生まれの生徒よりも1年遅くなる者の場合は、保護者のうちどちらか一方は「(課税標準額-33万円)×6% - 市町村民税の調整控除の額」で計算します。（生徒本人が平成19（2007）年1月2日～4月1日生まれで、保護者のうちどちらか一方に扶養される者が該当します。）

(※) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。

※年収めやす(※)590万円未満世帯の就学支援金の支給上限額は、39万6,000円ですが、授業料が39万6,000円よりも低い場合は、授業料相当額を上限に支給されます。

＜授業料が年間60万円の学校の場合（授業料＜(国)就学支援金）＞

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※)	授業料	(国)就学支援金	保護者負担	貸付限度額	備 考
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	600,000円	396,000円	204,000円	304,000円	・貸付限度額（年額）は、『授業料実質負担(保護者負担)額』（以下、『保護者負担額』という。）に『その他教育費：10万円』を加えた額となります。 （千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ）
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	600,000円	118,800円	481,200円	582,000円	・貸付限度額（年額）は、24万円が上限となります。
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	600,000円			240,000円	
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	600,000円	600,000円 (全額保護者負担)		240,000円	・貸付限度額（年額）は、24万円が上限となります。 ・授業料は、全額、保護者負担となります。

＜授業料が年間35万円の学校の場合（授業料＜(国)就学支援金）＞

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※)	授業料	(国)就学支援金	保護者負担	貸付限度額	備 考
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	350,000円	350,000円	0円	100,000円	・『保護者負担額』は無償となります。 貸付限度額（年額）は、『その他教育費』の10万円となります。
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	350,000円	118,800円	231,200円	332,000円	・貸付限度額（年額）は、『保護者負担額』に『その他教育費：10万円』を加えた額となります。（千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ）
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	350,000円			232,000円	
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	350,000円	350,000円 (全額保護者負担)		240,000円	・貸付限度額（年額）は、24万円が上限となります。 ・授業料は、全額、保護者負担となります。

～奨学資金貸付限度額と借入金額について～ 下記の欄にご記入いただき、申込書Bの希望する借入金額（年額）をご記入ください。

上記の表を参照し、各学年の貸付限度額の範囲内で希望する借入金額（年額）と借入金額を記入してください。

※限度額に千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げます。

※限度額未満を希望する場合は、1万円単位となります。

(例) 授業料が年間60万円で、年収めやす590万円以上800万円未満の世帯の場合。

希望する借入金額（年額）	
1年	円
2年	円
3年	円
計	円

借入額の合計が借入金額となります。

借入金額	
	円

希望する借入金額（年額）	
1年	円
2年	582,000 円
3年	582,000 円
計	1,164,000 円

借入額の合計が借入金額となります。

借入金額	
	1,164,000 円

＜貸付額＞ ・年収めやす(※)800万円未満 ----- 『授業料実質負担額』 + 『その他教育費：10万円』 の範囲内
 ・年収めやす(※)800万円以上1,000万円未満 ----- 『授業料実質負担額』 の範囲内（上限24万円）

※千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げた金額が貸付限度額となります。

＜所得判定額＞ 市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額
（政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額）
 （早生まれにより扶養控除の適用が同学年の遅生まれの生徒よりも1年遅くなる者の場合は、保護者のうちどちらか一方は「（課税標準額-33万円）×6% - 市町村民税の調整控除の額」で計算します。（生徒本人が平成19（2007）年1月2日～4月1日生まれで、保護者のうちどちらか一方に扶養される者が該当します。）

（※）年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。

全 日 制

＜授業料が年間63万円（大阪府の標準授業料）の学校の場合＞

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※)	授 業 料 ①	(国) 就学支援金 ②	(府) 支援補助金 ③	(②+③) 合計	保護者負担額 ① - (②+③)	貸付限度額	備 考
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	630,000円	396,000円	234,000円	630,000円	0円	100,000円	・授業料実質負担額は無償となります。 貸付限度額（年額）は、『その他教育費』の10万円となります。
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満		118,800円	511,200円				
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満		630,000円	630,000円			0円（貸付対象外）	・授業料実質負担額が0円のため、貸付対象外。
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満							

＜授業料が年間65万円の学校の場合＞

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※)	授 業 料 ①	(国) 就学支援金 ②	(府) 支援補助金 ③	学校負担 ④	(②+③+④) 合計	保護者負担額 ① - (②+③+④)	貸付限度額	備 考
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	650,000円	396,000円	234,000円	20,000円	650,000円	0円	100,000円	・授業料実質負担額は無償となります。 授業料が63万円を超える学校の場合、その超えた額は学校負担となります。 貸付限度額（年額）は、『その他教育費』の10万円となります。
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満		118,800円	511,200円					
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満		630,000円	630,000円	(保護者負担)	630,000円	20,000円	20,000円	・授業料が63万円を超える学校の場合、その超えた額は保護者負担となります。
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満								

～奨学資金貸付限度額と借入金額について～ 下記の欄にご記入いただき、申込書Bの希望する借入金額（年額）をご記入ください。

上記の表を参照し、各学年の貸付限度額の範囲内で希望する借入金額（年額）と借入金額を記入してください。

※限度額に千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げます。

※限度額未満を希望する場合は、1万円単位となります。

（例）授業料が年間63万円で、年収めやす590万円以上800万円未満の世帯の場合。

希望する借入金額（年額）	
1年	円
2年	円
3年	円
計	円

借入額の合計が借入金額となります。

借入金額	
	円

希望する借入金額（年額）	
1年	円
2年	円
3年	100,000 円
計	100,000 円

借入額の合計が借入金額となります。

借入金額	
	100,000 円

＜貸付額＞ ・年収めやす(※)800万円未満 ----- 『授業料実質負担額』 + 『その他教育費：10万円』 の範囲内
 ・年収めやす(※)800万円以上1,000万円未満 ----- 『授業料実質負担額』 の範囲内（上限24万円）

※千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げた金額が貸付限度額となります。

＜所得判定額＞ 市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額
（政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額）
 （早生まれにより扶養控除の適用が同学年の遅生まれの生徒よりも1年遅くなる者の場合は、保護者のうちどちらか一方は「（課税標準額-33万円）×6% - 市町村民税の調整控除の額」で計算します。（生徒本人が平成19（2007）年1月2日～4月1日生まれで、保護者のうちどちらか一方に扶養される者が該当します。）

（※）年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。

※年収めやす(※)590万円未満世帯の就学支援金の支給上限額は、39万6,000円ですが、授業料が39万6,000円よりも低い場合は、授業料相当額を上限に支給されます。

＜授業料が年間60万円の学校の場合（授業料＜(国)就学支援金＞）＞

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※)	授業料	(国)就学支援金	保護者負担	貸付限度額	備 考
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	600,000円	396,000円	204,000円	304,000円	・貸付限度額（年額）は、『授業料実質負担(保護者負担)額』（以下、『保護者負担額』という。）に『その他教育費：10万円』を加えた額となります。 （千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ）
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	600,000円	118,800円	481,200円	582,000円	
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	600,000円			240,000円	・貸付限度額（年額）は、24万円が上限となります。
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	600,000円	600,000円 (全額保護者負担)			・貸付限度額（年額）は、24万円が上限となります。 ・授業料は、全額、保護者負担となります。

＜授業料が年間35万円の学校の場合（授業料＜(国)就学支援金＞）＞

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※)	授業料	(国)就学支援金	保護者負担	貸付限度額	備 考
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	350,000円	350,000円	0円	100,000円	・『保護者負担額』は無償となります。 貸付限度額（年額）は、『その他教育費』の10万円となります。
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	350,000円	118,800円	231,200円	332,000円	・貸付限度額（年額）は、『保護者負担額』に『その他教育費：10万円』を加えた額となります。（千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ）
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	350,000円			232,000円	・貸付限度額（年額）は、24万円が上限となります。 （千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ）
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	350,000円	350,000円 (全額保護者負担)		240,000円	・貸付限度額（年額）は、24万円が上限となります。 ・授業料は、全額、保護者負担となります。

（※）年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。

～奨学資金貸付限度額と借入金額について～ 下記の欄にご記入いただき、申込書Bの希望する借入金額（年額）をご記入ください。

上記の表を参照し、各学年の貸付限度額の範囲内で希望する借入金額（年額）と借入金額を記入してください。

※限度額に千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げます。

※限度額未満を希望する場合は、1万円単位となります。

（例）授業料が年間60万円で、年収めやす590万円以上800万円未満の世帯の場合。

希望する借入金額（年額）	
1年	円
2年	円
3年	円
計	円
借入額の合計が借入金額となります。	
借入金額	
	円

希望する借入金額（年額）	
1年	円
2年	円
3年	582,000 円
計	582,000 円
借入額の合計が借入金額となります。	
借入金額	
	582,000 円

＜貸付額＞ ・年収めやす(※1)800万円未満 ----- 『授業料実質負担額』 + 『その他教育費：10万円』 の範囲内
 ・年収めやす(※1)800万円以上1,000万円未満 ----- 『授業料実質負担額』 の範囲内（上限24万円）

※千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げた金額が貸付限度額となります。

＜所得判定額＞ 市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額
（政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額）
 （早生まれにより扶養控除の適用が同学年の遅生まれの生徒よりも1年遅くなる場合は、保護者のうちどちらか一方は「課税標準額-33万円」×6% - 市町村民税の調整控除の額で計算します。（生徒本人が平成19（2007）年1月2日～4月1日生まれで、保護者のうちどちらか一方に扶養される者が該当します。）

（※1）年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものであり、
 （※2）通信制の就学支援金支給の上限は74単位。育英会では1・2年時25単位、3年時を24単位で割り当てるため、年間25単位の学校の場合、3年次に1単位分の保護者負担額が発生。

＜授業料が年間25万円（1単位あたり10,000円、年間25単位）の学校の場合＞

【高校1年時（令和6年度）】

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※)	授業料 ①	(国) 就学支援金 ②	保護者負担額 ① - ②	貸付限度額	備 考
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	250,000円	250,000円 (10,000円 × 25単位)	0円	100,000円	・授業料実質負担額は無償となります。 貸付限度額（年額）は、『その他教育費』の10万円となります。
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	250,000円	120,300円 (4,812円 × 25単位)	(保護者負担) 129,700円 (5,188円 × 25単位)	230,000円	・『授業料実質負担額』 + 『10万円』 の範囲内での貸付となります。
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	250,000円			130,000円	
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	250,000円	250,000円 (全額保護者負担)		240,000円	

【高校2年時（令和7年度）】

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※1)	授業料 ①	(国) 就学支援金 ②	(府) 支援補助金 ③	(② + ③) 合計	保護者負担額 ① - (②+③)	貸付限度額	備 考
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	250,000円	250,000円 (10,000円 × 25単位)	0円	250,000円	0円	100,000円	・授業料実質負担額は無償となります。 貸付限度額（年額）は、『その他教育費』の10万円となります。
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満		120,300円 (4,812円 × 25単位)	129,700円 (5,188円 × 25単位)				
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満							
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満		250,000円 (10,000円 × 25単位)					

【高校3年時（令和8年度）】

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※1)	授業料 ①	(国) 就学支援金 ②	(府) 支援補助金 ③	(② + ③) 合計	保護者負担額 ① - (②+③) (※2)	貸付限度額	備 考
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	250,000円	240,000円 (10,000円 × 24単位)	0円	240,000円	10,000円	110,000円	・『授業料実質負担額』 + 『10万円』 の範囲内での貸付となります。
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満		115,488円 (4,812円 × 24単位)	124,512円 (5,188円 × 24単位)				
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満							
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満		240,000円 (10,000円 × 24単位)					

※就学支援金または支援補助金の支給上限額は、1単位あたり12,030円ですが、1単位当たりの授業料が12,030円よりも低い場合は、授業料相当額を上限に支給されます。

～奨学資金貸付限度額と借入金額について～ 下記の欄にご記入いただき、申込書Bの希望する借入金額（年額）をご記入ください。

上記の表を参照し、各学年の貸付限度額の範囲内で希望する借入金額（年額）と借入金額を記入してください。

※限度額に千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げます。

※限度額未満を希望する場合は、1万円単位となります。

(例) 授業料が年間25万円（1単位あたり10,000円、年間25単位）で、年収めやす590万円以上800万円未満の世帯の場合。

希望する借入金額（年額）	
1年	円
2年	円
3年	円
計	円

借入額の合計が借入金額となります。

借入金額	
	円

希望する借入金額（年額）	
1年	100,000 円
2年	100,000 円
3年	110,000 円
計	310,000 円

借入額の合計が借入金額となります。

借入金額	
	310,000 円

＜貸付額＞ ・年収めやす(※1)800万円未満 ----- 『授業料実質負担額』 + 『その他教育費：10万円』 の範囲内
 ・年収めやす(※1)800万円以上1,000万円未満 - 『授業料実質負担額』 の範囲内（上限24万円）

※千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げた金額が貸付限度額となります。

＜所得判定額＞ 市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額
（政令指定都市に市税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額）
 （早生まれにより扶養控除の適用が同学年の遅生まれの生徒よりも1年遅くなる者の場合は、保護者のうちどちらか一方は「（課税標準額-33万円）×6% - 市町村民税の調整控除の額」で計算します。（生徒本人が平成19（2007）年1月2日～4月1日生まれで、保護者のうちどちらか一方に扶養される者が該当します。）

（※）年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。
 （※2）通信制の就学支援金支給の上限は74単位。育英会では1・2年時25単位、3年時を24単位で割り当てるため、年間25単位の学校の場合、3年次に1単位分の保護者負担額が発生。

＜授業料が年間37万5千円（1単位あたり15,000円、年間25単位）の学校の場合（授業料>(国)就学支援金）＞

【高校1・2年時（令和6・7年度）】

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※)	授業料 ①	(国)就学支援金 ②	保護者負担額 ①-②	貸付限度額	備 考
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	375,000円	300,750円 (12,030円 × 25単位)	74,250円	175,000円	・貸付限度額(年額)は、『保護者負担額』に『その他教育費：10万円』を加えた額となります。(千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ)
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	375,000円	120,300円 (4,812円 × 25単位)	254,700円	355,000円	・貸付限度額(年額)は、『保護者負担額』に『その他教育費：10万円』を加えた額となります。(千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ)
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	375,000円				
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	375,000円	375,000円 (全額保護者負担)		240,000円	・『保護者負担額』の範囲内での貸付となります。(上限24万円)

【高校3年時（令和8年度）】

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※)	授業料 ①	(国)就学支援金 ②	保護者負担額 ①-② (※2)	貸付限度額	備 考
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	375,000円	288,720円 (12,030円 × 24単位)	86,280円	187,000円	・貸付限度額(年額)は、『保護者負担額』に『その他教育費：10万円』を加えた額となります。(千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ)
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	375,000円	115,488円 (4,812円 × 24単位)	259,512円	360,000円	・貸付限度額(年額)は、『保護者負担額』に『その他教育費：10万円』を加えた額となります。(千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ)
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	375,000円				
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	375,000円	375,000円 (全額保護者負担)		240,000円	・『保護者負担額』の範囲内での貸付となります。(上限24万円)

※就学支援金または支援補助金の支給上限額は、1単位あたり12,030円ですが、1単位当たりの授業料が12,030円よりも低い場合は、授業料相当額を上限に支給されます。

～奨学資金貸付限度額と借入金額について～ 下記の欄にご記入いただき、申込書Bの希望する借入金額（年額）をご記入ください。

上記の表を参照し、各学年の貸付限度額の範囲内で希望する借入金額（年額）と借入金額を記入してください。

※限度額に千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げます。

※限度額未満を希望する場合は、1万円単位となります。

(例) 授業料が年間37万5千円（1単位あたり15,000円、年間25単位）で、年収めやす590万円以上800万円未満の世帯の場合。

希望する借入金額（年額）	
1年	円
2年	円
3年	円
計	円

借入額の合計が借入金額となります。

借入金額	円
------	---

希望する借入金額（年額）	
1年	355,000 円
2年	355,000 円
3年	360,000 円
計	1,070,000 円

借入額の合計が借入金額となります。

借入金額	1,070,000 円
------	-------------

＜貸付額＞ ・年収めやす(※1)800万円未満 ----- 『授業料実質負担額』 + 『その他教育費：10万円』 の範囲内
 ・年収めやす(※1)800万円以上1,000万円未満 ----- 『授業料実質負担額』 の範囲内（上限24万円）

※千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げた金額が貸付限度額となります。

＜所得判定額＞ 市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額
 （政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額）
 （早生まれにより扶養控除の適用が同学年の遅生まれの生徒よりも1年遅くなる者の場合は、保護者のうちどちらか一方は「(課税標準額-33万円) × 6% - 市町村民税の調整控除の額」で計算します。（生徒本人が平成19（2007）年1月2日～4月1日生まれで、保護者のうちどちらか一方に扶養される者が該当します。）

(※1) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものであり、
 (※2) 通信制の就学支援金支給の上限は74単位。育英会では1・2年時25単位、3年時を24単位で割り当てるため、年間25単位の学校の場合、3年次に1単位分の保護者負担額が発生。

＜授業料が年間25万円（1単位あたり10,000円、年間25単位）の学校の場合＞

【高校2年時（令和6年度）】

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※)	授業料 ①	(国) 就学支援金 ②	保護者負担額 ① - ②	貸付限度額	備 考
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	250,000円	250,000円 (10,000円 × 25単位)	0円	100,000円	・授業料実質負担額は無償となります。 貸付限度額（年額）は、『その他教育費』の10万円となります。
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	250,000円	120,300円 (4,812円 × 25単位)	(保護者負担) 129,700円 (5,188円 × 25単位)	230,000円	・『授業料実質負担額』 + 『10万円』 の範囲内での貸付となります。
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	250,000円			130,000円	
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	250,000円	250,000円 (全額保護者負担)		240,000円	・『授業料実質負担額』 の範囲内での貸付 となります。(上限24万円)

【高校3年時（令和7年度）】

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※1)	授業料 ①	(国) 就学支援金 ②	(府) 支援補助金 ③	(② + ③) 合計	保護者負担額 ① - (②+③) (※2)	貸付限度額	備 考
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	250,000円	240,000円 (10,000円 × 24単位)	0円	240,000円	10,000円	110,000円	・『授業料実質負担額』 + 『10万円』 の範囲内での貸付となります。
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満		115,488円 (4,812円 × 24単位)	124,512円 (5,188円 × 24単位)				
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満						240,000円 (10,000円 × 24単位)	10,000円
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満							

※就学支援金または支援補助金の支給上限額は、1単位あたり12,030円ですが、1単位当たりの授業料が12,030円よりも低い場合は、授業料相当額を上限に支給されます。

～奨学資金貸付限度額と借入金額について～ 下記の欄にご記入いただき、申込書Bの希望する借入金額（年額）をご記入ください。

上記の表を参照し、各学年の貸付限度額の範囲内で希望する借入金額（年額）と借入金額を記入してください。

※限度額に千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げます。

※限度額未満を希望する場合は、1万円単位となります。

(例) 授業料が年間25万円（1単位あたり10,000円、年間25単位）で、年収めやす590万円以上800万円未満の世帯の場合。

希望する借入金額（年額）	
1年	円
2年	円
3年	円
計	円

借入額の合計が借入金額となります。

借入金額	円
------	---

希望する借入金額（年額）	
1年	円
2年	100,000 円
3年	110,000 円
計	210,000 円

借入額の合計が借入金額となります。

借入金額	210,000 円
------	-----------

＜貸付額＞ ・年収めやす(※1)800万円未満 ----- 『授業料実質負担額』 + 『その他教育費：10万円』 の範囲内
 ・年収めやす(※1)800万円以上1,000万円未満 - 『授業料実質負担額』 の範囲内（上限24万円）
 ＜所得判定額＞ 市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額

※千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げた金額が貸付限度額となります。

（政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額）
 （早生まれにより扶養控除の適用が同学年の遅生まれの生徒よりも1年遅くなる者の場合は、保護者のうちどちらか一方は「(課税標準額-33万円) × 6% - 市町村民税の調整控除の額」で計算します。（生徒本人が平成19（2007）年1月2日～4月1日生まれで、保護者のうちどちらか一方に扶養される者が該当します。）

(※) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のもので。

(※2) 通信制の就学支援金支給の上限は74単位。育英会では1・2年時25単位、3年時を24単位で割り当てるため、年間25単位の学校の場合、3年次に1単位分の保護者負担額が発生。

＜授業料が年間37万5千円（1単位あたり15,000円、年間25単位）の学校の場合（授業料>(国)就学支援金）＞

【高校2年時（令和6年度）】

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※)	授業料 ①	(国)就学支援金 ②	保護者負担額 ①-②	貸付限度額	備 考
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	375,000円	300,750円 (12,030円 × 25単位)	74,250円	175,000円	・貸付限度額(年額)は、『保護者負担額』に『その他教育費：10万円』を加えた額となります。（千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ）
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	375,000円	120,300円 (4,812円 × 25単位)	254,700円	355,000円	・貸付限度額(年額)は、『保護者負担額』に『その他教育費：10万円』を加えた額となります。（千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ）
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	375,000円				
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	375,000円	375,000円 (全額保護者負担)		240,000円	・『保護者負担額』の範囲内での貸付となります。（上限24万円）

【高校3年時（令和8年度）】

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※)	授業料 ①	(国)就学支援金 ②	保護者負担額 ①-② (※2)	貸付限度額	備 考
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	375,000円	288,720円 (12,030円 × 24単位)	86,280円	187,000円	・貸付限度額(年額)は、『保護者負担額』に『その他教育費：10万円』を加えた額となります。（千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ）
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	375,000円	115,488円 (4,812円 × 24単位)	259,512円	360,000円	・貸付限度額(年額)は、『保護者負担額』に『その他教育費：10万円』を加えた額となります。（千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ）
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	375,000円				
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	375,000円	375,000円 (全額保護者負担)		240,000円	・『保護者負担額』の範囲内での貸付となります。（上限24万円）

※就学支援金または支援補助金の支給上限額は、1単位あたり12,030円ですが、1単位当たりの授業料が12,030円よりも低い場合は、授業料相当額を上限に支給されます。

～奨学資金貸付限度額と借入金額について～ 下記の欄にご記入いただき、申込書Bの希望する借入金額（年額）をご記入ください。
 上記の表を参照し、各学年の貸付限度額の範囲内で希望する借入金額（年額）と借入金額を記入してください。

※限度額に千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げます。

※限度額未満を希望する場合は、1万円単位となります。

(例) 授業料が年間37万5千円（1単位あたり15,000円、年間25単位）で、年収めやす590万円以上800万円未満の世帯の場合。

希望する借入金額（年額）	
1年	円
2年	円
3年	円
計	円

借入額の合計が借入金額となります。

借入金額	
	円

希望する借入金額（年額）	
1年	円
2年	355,000 円
3年	360,000 円
計	715,000 円

借入額の合計が借入金額となります。

借入金額	
	715,000 円

- ＜貸付額＞ ・年収めやす(※)800万円未満 ----- 『授業料実質負担額』 + 『その他教育費：10万円』 の範囲内
 ・年収めやす(※)800万円以上1,000万円未満 ----- 『授業料実質負担額』 の範囲内（上限24万円）
- ＜所得判定額＞ 市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額

※千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げた金額が貸付限度額となります。

- (※1) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものであり、
 (※2) 通信制の就学支援金支給の上限は74単位。育英会では1・2年時25単位、3年時を24単位で割り当てるため、年間25単位の学校の場合、3年次に1単位分の保護者負担額が発生。

(政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額)
 (早生まれにより扶養控除の適用が同学年の遅生まれの生徒よりも1年遅くなる者の場合は、保護者のうちどちらか一方は「(課税標準額-33万円) × 6% - 市町村民税の調整控除の額」で計算します。(生徒本人が平成19(2007)年1月2日～4月1日生まれで、保護者のうちどちらか一方に扶養される者が該当します。)

＜授業料が年間25万円（1単位あたり10,000円、年間25単位）の学校の場合（授業料＜就学支援金等）＞

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※1)	授業料 ①	(国) 就学支援金 ②	(府) 支援補助金 ③	(②+③) 合計	保護者負担額 ① - (②+③) (※2)	貸付限度額	備 考
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	250,000円	240,000円 (10,000円 × 24単位)	0円	240,000円	10,000円	110,000円	・『授業料実質負担額』 + 『10万円』 の範囲内での貸付となります。
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満		115,488円 (4,812円 × 24単位)	124,512円 (5,188円 × 24単位)				
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満		240,000円 (10,000円 × 24単位)					
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満							

＜授業料が年間30万（1単位あたり12,000円、年間25単位）の学校の場合（授業料＞就学支援金等）＞

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※1)	授業料 ①	(国) 就学支援金 ②	(府) 支援補助金 ③	(②+③) 合計	保護者負担額 ① - (②+③) (※2)	貸付限度額	備 考
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	300,000円	288,000円 (12,000円 × 24単位)	0円	288,000円	12,000円	112,000円	・『授業料実質負担額』 + 『10万円』 の範囲内での貸付となります。
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満		115,488円 (4,812円 × 24単位)	172,512円 (7,188円 × 24単位)				
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満		288,000円 (12,000円 × 24単位)					
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満							

～奨学資金貸付限度額と借入金額について～ 下記の欄にご記入いただき、申込書Bの希望する借入金額（年額）をご記入ください。

上記の表を参照し、各学年の貸付限度額の範囲内で希望する借入金額（年額）と借入金額を記入してください。

※限度額に千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げます。

※限度額未満を希望する場合は、1万円単位となります。

(例) 授業料が年間30万円（1単位あたり12,000円、年間25単位）で、年収めやす590万円以上800万円未満の世帯の場合。

希望する借入金額（年額）	
1年	円
2年	円
3年	円
計	円

借入額の合計が借入金額となります。

借入金額	
	円

希望する借入金額（年額）	
1年	円
2年	円
3年	112,000 円
計	112,000 円

借入額の合計が借入金額となります。

借入金額	
	112,000 円

- ＜貸付額＞ ・年収めやす(※)800万円未満 ----- 『授業料実質負担額』 + 『その他教育費：10万円』 の範囲内
 ・年収めやす(※)800万円以上1,000万円未満 ----- 『授業料実質負担額』 の範囲内（上限24万円）
- ＜所得判定額＞ 市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額

※千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げた金額が貸付限度額となります。

（政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額）
 （早生まれにより扶養控除の適用が同学年の遅生まれの生徒よりも1年遅くなる者の場合は、保護者のうちどちらか一方は「(課税標準額-33万円)×6%-市町村民税の調整控除の額」で計算します。（生徒本人が平成19（2007）年1月2日～4月1日生まれで、保護者のうちどちらか一方に扶養される者が該当します。）

(※) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。

※年収めやす(※)590万円未満世帯の就学支援金の支給上限額は、1単位あたり12,030円ですが、1単位当たりの授業料が12,030円よりも低い場合は、授業料相当額を上限に支給されます。

＜授業料が年間25万円（1単位あたり10,000円、年間25単位）の学校の場合（授業料<国）就学支援金）＞

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※)	授業料 ①	(国) 就学支援金 ②	保護者負担額 ①-② (※2)	貸付限度額	備 考
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	250,000円	240,000円 (10,000円 × 24単位)	10,000円	110,000円	・『保護者負担額』は無償となります。 貸付限度額（年額）は、『その他教育費』の10万円となります。
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	250,000円	115,488円 (4,812円 × 24単位)	134,512円	235,000円	・貸付限度額（年額）は、『保護者負担額』に『その他教育費：10万円』を加えた額となります。（千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ）
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	250,000円			135,000円	・『保護者負担額』の範囲内での貸付 となります。（上限24万円）
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	250,000円	250,000円 (全額保護者負担)		240,000円	

＜授業料が年間37万5千円（1単位あたり15,000円、年間25単位）の学校の場合（授業料>国）就学支援金）＞

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※)	授業料 ①	(国) 就学支援金 ②	保護者負担額 ①-② (※2)	貸付限度額	備 考
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	375,000円	288,720円 (12,030円 × 24単位)	86,280円	187,000円	・貸付限度額（年額）は、『保護者負担額』に『その他教育費：10万円』を加えた額となります。（千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ）
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	375,000円	115,488円 (4,812円 × 24単位)	259,512円	360,000円	・貸付限度額（年額）は、『保護者負担額』に『その他教育費：10万円』を加えた額となります。（千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ）
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	375,000円			240,000円	・『保護者負担額』の範囲内での貸付 となります。（上限24万円）
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	375,000円	375,000円 (全額保護者負担)			

～奨学資金貸付限度額と借入金額について～ 下記の欄にご記入いただき、申込書Bの希望する借入金額（年額）をご記入ください。

上記の表を参照し、各学年の貸付限度額の範囲内で希望する借入金額（年額）と借入金額を記入してください。

※限度額に千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げます。

※限度額未満を希望する場合は、1万円単位となります。

(例) 授業料が年間37万5千円（1単位あたり15,000円、年間25単位）で、年収めやす590万円以上800万円未満の世帯の場合。

希望する借入金額（年額）	
1年	円
2年	円
3年	円
計	円

借入額の合計が借入金額となります。

借入金額	
	円

希望する借入金額（年額）	
1年	円
2年	円
3年	360,000 円
計	360,000 円

借入額の合計が借入金額となります。

借入金額	
	360,000 円